

## アクセス

駐車場へのアクセスを以下に詳しく案内しております

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/okinawa/info/access/>



会場: 浦添市伊祖2丁目2番2号明幸ビル3階  
開設日: 平日  
時間: 9:00~17:00(最終受付16:00)  
(車でお越しの方)  
●国道330号「大平IC」ないし国道58号「城間交差点」からサンパーク通りに入り、ゲオ浦添店近傍、マーケット王(中古品店)の隣、明幸ビルの3階にあります。  
●駐車場は、ビルの下(4台)、または明幸ビル裏手に専用駐車場(2台)がございます。  
(公共交通機関でお越しの方)  
●バス停「伊祖入口」又は「大平」から徒歩約10分



会場: 沖縄産業支援センター(沖縄県よろず支援拠点内)  
住所: 那覇市字小禄1831番地1  
開設日: 毎月第1・3火曜日  
時間: 9:00~17:00(最終受付16:00)



会場: 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター  
住所: うるま市州崎12-75  
開設日: 毎週水曜日  
時間: 9:00~17:00(最終受付16:00)

## 商標登録について



会場: 名護市産業支援センター  
住所: 名護市大中1丁目19番24  
開設日: 每月第4水曜日  
時間: 9:00~17:00(最終受付16:00)



会場: 石垣市商工会館  
住所: 石垣市浜崎町1-1-4  
開設日: 偶数月第4金曜日  
時間: 10:00~17:00(最終受付16:00)



会場: 宮古島ミライヘセンター  
住所: 宮古島市平良字下里1番地(公設市場2階東側)  
開設日: 奇数月第4金曜日  
時間: 10:00~17:00(最終受付16:00)

## INPIT沖縄県知財総合支援窓口



LINE公式アカウント

〒901-2132 浦添市伊祖2丁目2番2号明幸ビル3階  
Tel.098-987-6074 Fax.098-987-6075

e-mail:inpit-okinawa@lec-jp.com

URL <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/okinawa/>

友だち追加で、窓口の案内や  
最新情報を届け!

（沖縄県知財総合支援窓口直通）

**Tel.098-987-6074**

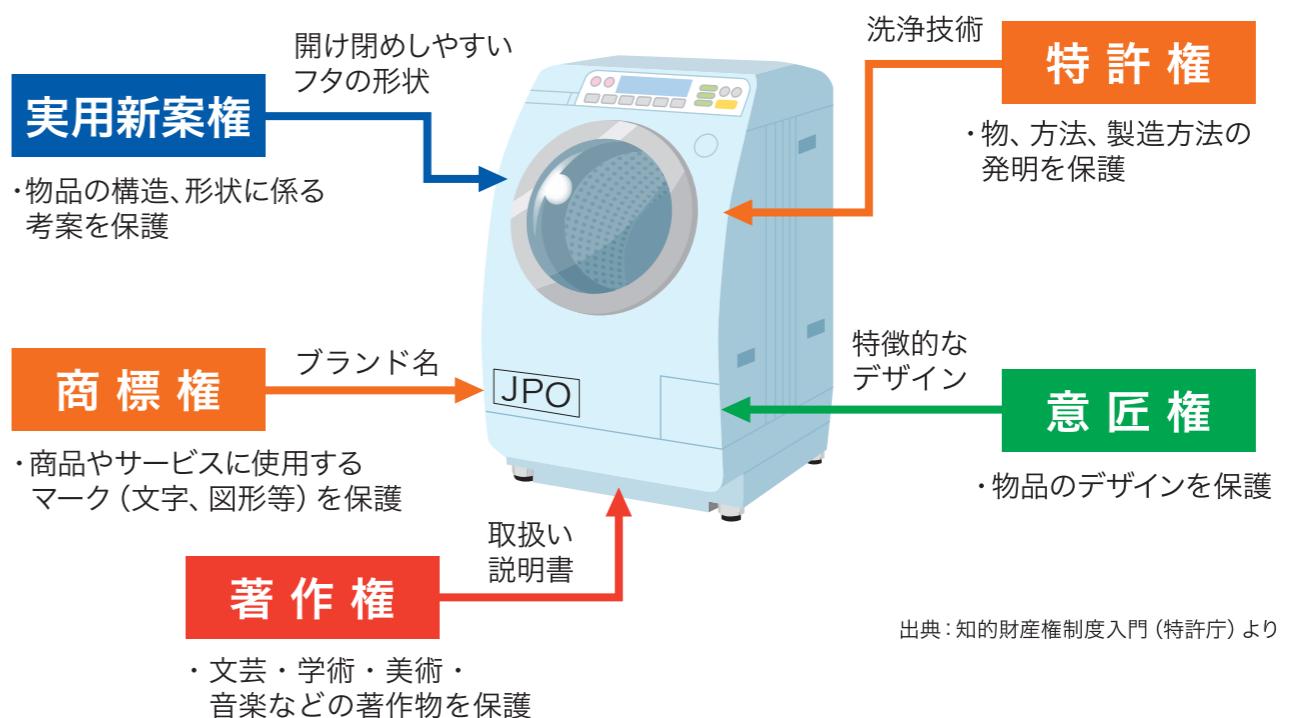


## INPIT沖縄県知財総合支援窓口

## Contents

知的財産権とは	1
商標とは	1
商標×使用ジャンル=商標権	2
商標権の効力	2
登録できない商標	2
出願から登録まで	3
商標の検索	4
商標の検索(称呼検索)	4
商標の検索結果(称呼検索)	4
商標の出願	5
商標の出願・登録費用	5
商標の商品・役務の区分	6
商標の商品・役務の区分(検索結果)	7
早期に審査を受けるには	7
拒絶理由通知を受けたら	8
登録査定を受けたら	8

## ◆ 知的財産権とは



## ◆ 商標とは

**商標とは** = 事業者が商品・サービスに使用するマーク  
他の商品・サービスと区別するためのマーク

<文字商標>	<図形商標>
ぬちまーす 第5115783号 (株)ぬちまーす)	天然香房 第6021084号 (天然香房合同会社)
	 登録6141987 (有限会社沖縄ガス圧接)
<音の商標>	<結合商標>
 J = 120 オ キ ハ ム	 琉球温熱療法院 第4102036号 (沖縄食糧(株))
	 琉球温熱療法院 第5413881号 (琉球温熱療法院(株))

出典: 知的財産権制度説明会(初心者向け)テキストより

## ◆ 商標×使用ジャンル=商標権

- ▶ 商標権は、マークとそれを使用する商品・サービスとを組合せて一つの権利。
- ▶ 商標権の効力は、マークと商品・サービスが同一のものだけでなく、それぞれ類似するものまで及ぶ。

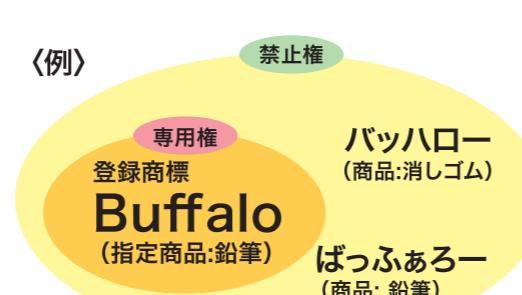


出典: 知的財産権制度説明会(初心者向け)テキストより

## ◆ 商標権の効力

商標権の存続期間は設定登録の日から10年。ただし、商標は、存続期間の更新登録の申請(商標法第20条)によって、10年の存続期間を何度も更新できる。

商標権の効力が及ぶ範囲	指定商品又は役務		
	同一	類似	非類似
同一	○	○	×
類似	○	○	×
非類似	×	×	×



出典: 知的財産権制度説明会(初心者向け)テキストより

## ◆ 登録できない商標

1. 自己と他人の商品・サービスとを区別することができないもの
2. 公共の機関のマークと紛らわしい等公益性に反するもの
3. 他人の登録商標や周知・著名商標等と紛らわしいもの

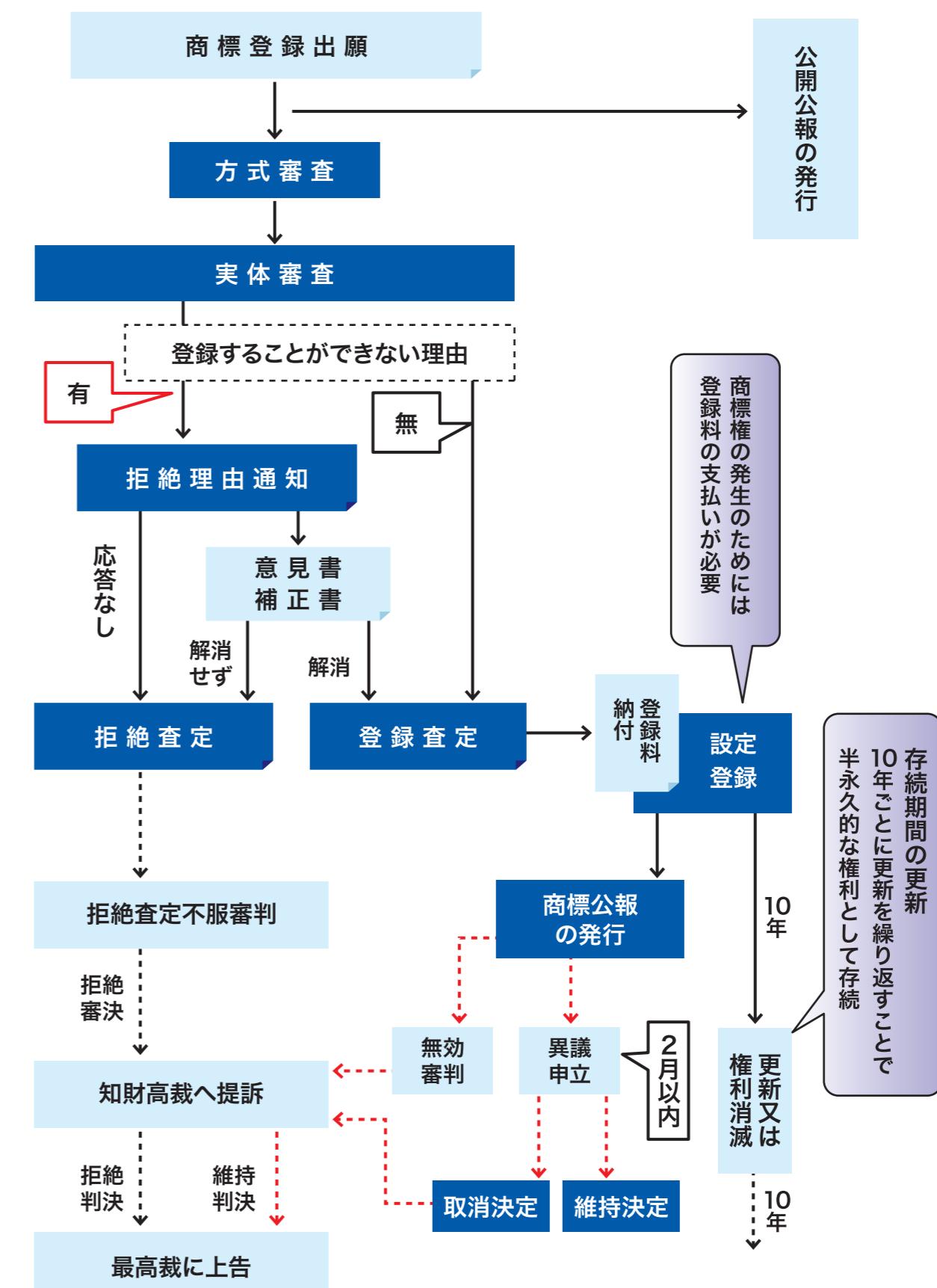
商品・役務の普通名称	▶ (商品「パーソナルコンピューター」について) パソコン
慣用されている商標	▶ (商品「清酒」について) 正宗
産地や品質等の表示	▶ (商品「肉製品」について) 炭焼き
ありふれた氏、名称	▶ 鈴木 ▶ 佐藤商店
極めて簡単かつありふれた標章	▶ AB ▶ 100
その他、需要者が誰の業務に係る商品又は役務であるかを認識できないもの	▶ 企業理念、経営方針としてのみ認識されるもの ▶ 現元号(令和、REIWA等)等

× 沖縄ポーク  
× 琉球チキン  
× フレッシュチキン  
× アップル(果物)  
○ アップル(パソコン)

【県内によくある・・・】  
○ 美ら・・・  
△ うちなー・・・  
△ 島・・・

出典: 知的財産権制度説明会(初心者向け)テキストより

## ◆ 出願から登録まで



出典: 知的財産権制度説明会(初心者向け)テキストより

## ◆ 商標の検索

▶ 「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)  
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp>



商標検索はコチラ

よく使われる称呼検索

商標検索

## ◆ 商標の検索(称呼検索)

検索対象種別

出願・登録情報 ?  公報：電子化された公報(2000年以降)のみが対象となります。

商標(マーク)

検索項目 キーワード

商標(検索用)

削除 AND

称呼(単純文字列検索)

削除 AND

図形等分類

削除  追加

カタカナで入力  
例) ハツメイ

指定商品・役務の区分  
(1~45)を入れる

商品・役務

検索項目 キーワード

類似群コード

追加

指定商品・役務の類似群コード  
が分かる場合は記入する。

## ◆ 商標の検索結果(呼称検索)

No.	出願番号/ 登録番号/ ○ 国際登録番号	商標見本	商標 (検索用)	称呼 基準	称呼 (参考情報)	区分	出願人/ 推奨者/ 名義人 [商標指定印]	出願日/ 国際登録日 [商標指定印]	登録日 ▲	ステータス ▲	各種機能
1	<a href="#">登録0389417 (商願昭24-016395)</a>		発明	-	ハツメー,ハツメイ	16	一般社団法人 発明推進協会	1949/09/21	1954		<b>登録日 空白の場合は審査中</b>
2	<a href="#">登録1538088 (商願昭53-072668)</a>		はつめい	-	ハツメイ	16	一般社団法人 発明推進協会	1978/10/04	1982/09/30		
3	<a href="#">登録300000000000 (商願昭53-072668)</a>		○○○○-○○○○○○○○	○ ○○○○	○ ○○○○	39	株式会社発明会館	1992/09/30	1995/09/28		
4	<a href="#">登録3079959 (商願平04-247714)</a>		株式会社発明会館	-	ハツメイカイカン ,ハツメイ	42	株式会社発明 会館	1992/09/30	1995/10/31		

## ◆ 商標の出願

ひな形のダウンロードはINPIT「各種申請書類一覧」から  
[https://faq.inpit.go.jp/industrial/faq/search/  
result/10939.html?event=FE0006](https://faq.inpit.go.jp/industrial/faq/search/result/10939.html?event=FE0006)

特許 印紙	郵便局で購入 (収入印紙ではありません)	様式見本
( 円 ) 3,400円+8,600円×区分数		
<p>【書類名】 商標登録願      【整理番号】 <b>入れなくとも可「001」など</b>      【提出日】 令和 年 月 日      【あて先】 特許庁長官 殿      【商標登録を受けようとする商標】</p>		
<p>願書に直接 記載する場合は 枠線を設ける</p> <p>図柄なら枠に入れる。 文字のみなら、枠はなくともよい</p> <p>入れると「文字」のみの登録となる。 図柄の場合は、削除する。 標準文字は2段書きできない。</p>		
<p>【標準文字】</p> <p>【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】</p> <p>【第 類】 【指定商品 (指定役務)】</p> <p>【第 類】 【指定商品 (指定役務)】</p> <p>【商標登録出願人】</p> <p>(【識別番号】) 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 (【代表者】) (【国籍・地域】) 【電話番号】</p> <p>(【提出物件の目録】) (【物件名】)</p> <p>1~45類から選択し、【第30類】指定商品は列挙する。 【指定商品(指定役務)】コーヒー, コーヒー豆, 洋菓子 ※カンマで区切る</p>		

・書けたら、特許庁へ簡易書留にて郵送  
・〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 特許庁長官 宛

## ◆ 商標の出願・登録費用

▶商標出願料 3,400円+8,600円×区分数

▶ 商標登録料 28,200円×区分数…10年分  
(分納16,400円…5年分)

▶ **更新登録料** 38,800円×区分数…10年分  
(分納23,600円…5年分)

※弁理士等の代理人に依頼する場合には、別途  
代理人費用が生じる

※電子化手数料

特許出願等の特許庁への各種手続を書面で行う場合には、電子化のために必要な費用(実費)として納付する手数料。

例えば、商標出願を書面で提出したとき  
(商標願1枚)の電子化手数料は、1,200円+  
(1枚×700円)=1,900円となる

## ◆ 商標の商品・役務の区分

第1類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第2類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第3類	洗浄剤及び化粧品
第4類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第5類	薬剤
第6類	卑金属及びその製品
第7類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第8類	手動工具
第9類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第10類	医療用機械器具及び医療用品
第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第12類	乗物その他移動用の装置
第13類	火器及び火工品
第14類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第15類	楽器
第16類	紙、紙製品及び事務用品
第17類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第18類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第19類	金属製でない建築材料
第20類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第21類	家庭用又は台所用の手動式の器具、ガラス製品及び磁器製品
第22類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料織維
第23類	織物用の糸
第24類	織物及び家庭用の織物製カバー
第25類	被服及び履物
第26類	裁縫用品
第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第28類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第30類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
第31類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第32類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第33類	ビールを除くアルコール飲料
第34類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
（役務）	
第35類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第36類	金融、保険及び不動産の取引 F41
第37類	建設、設置工事及び修理
第38類	電気通信
第39類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第40類	物品の加工その他の処理
第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第42類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第44類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務

▶ 指定する商品・役務が分からぬ時は、以下で検索。

## ◆ 商標の商品・役務の区分（検索結果）

▶ 検索した結果を見ながら、指定商品・役務を検討する。

No.	区分	データ種別	出願番号/国際登録番号	商品・役務名（日本語）		商品・役務名（英語）	類似群コード
				（商）	（外）		
1	30	商	商願2003-022987	つゆ付き即席ラーメンのめん			32F03
2	30	商	商願2013-022428	カップ入りの即席ラーメンの麺			32F03
3	30	商	商願2002-048794	即席ラーメンのめん			32F03
4	30	商	-	即席ラーメンの麺			32F03
5	30	商	商願2003-066679	宇宙食用即席ラーメン			32F03
6	30	商	商願平11-079113	米を加味した即席ラーメンのめん			32F03
7	30	商	商願2002-045971	鶏を具として用いた即席ラーメン			32F03

・即席ラーメンの区分は第30類。

・商標登録で認められた記載例が表示される。検索結果を参考に指定商品などを選び、出願書類に記載。

例) 即席ラーメンで検索

・即席ラーメンの類似群コードは「32F03」。（出願書類に記載は不要）

## ◆ 早期に審査を受けるには

ひな形のダウンロードはINPI「各種申請書類一覧」から <https://faq.inpi.go.jp/industrial/faq/search/result/10939.html?event=FE0006>

▶ 特許庁へ商標出願してから、審査結果が返ってくるまでには1年程度かかる。  
早期審査願を出すことで審査のスピードアップができる。

### ※記入例

1. 商標の使用者  
弊社が使用している。
2. 商標の使用に係る商品名（役務名）  
コーヒー、茶
3. 商標の使用時期  
○年○月より使用している。
4. 商標の使用場所  
弊社の沖縄県内の店舗にて使用している。
5. 商標の使用の事実を示す書類  
弊社の商品カタログを添付する。
6. 手続補正書の提出の有無  
無し

### 【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 商願

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

【早期審査に関する事情説明】

1. 商標の使用者

2. 商標の使用に係る商品名（役務名）

3. 商標の使用時期

4. 商標の使用場所

5. 商標の使用の事実を示す書類

6. 手続補正書の提出の有無

特許庁から通知された出願番号を記入（または○年○月○日に出願した商標）

使用の事実、準備状況を示す書類を列記する。

## ◆ 拒絶理由通知を受けたら

ひな形のダウンロードはINPIT「各種申請書類一覧」から <https://faq.inpit.go.jp/industrial/faq/search/result/10939.html?event=FE0006>

- ▶ 審査の結果、登録上問題があれば「拒絶理由通知」が送られてくる。これは「拒絶査定」ではないので、諦めずに対応を検討。
- ▶ 拒絶理由通知に対しては、その理由に応じて、期間内に意見書や手続補正書を提出して対応。

This image shows a template for a rejection notice. It includes fields for stamp, date, addressee, and a detailed description of the rejection reason. A dashed box highlights the rejection reason, which is described as follows:

(注意: 型商品などの区分が増えない限り、補正に手数料はかからない。)

【書類名】 手続補正書  
【提出日】 令和 年 月 日  
【あて先】 特許庁長官(審査官) 殿  
【事件の表示】  
【出願番号】 商願  
【補正をする者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【代表者】  
【宛送番号】  
【手続補正1】  
【補正対象書類名】  
【補正対象項目名】  
【補正方法】  
【補正の内容】  
【手数料補正】  
【補正対象書類名】  
【予納台帳番号】  
【納付金額】  
【手数料の表示】  
【予納台帳番号】  
【納付金額】  
※書き方例: 指定商品を修正する場合  
【手続補正】  
【補正対象書類名】商標登録願  
【補正対象項目名】  
【補正方法】  
【補正の内容】  
指定商品又は指定役務並びに商品および役務の区分  
【補正方法】変更  
【補正の内容】  
沖縄県内で生産されたコーヒー

## ◆ 登録査定を受けたら

ひな形のダウンロードはINPIT「各種申請書類一覧」から <https://faq.inpit.go.jp/industrial/faq/search/result/10939.html?event=FE0006>

- ▶ 「納付書」に登録料分の特許印紙を貼って特許庁へ送付。
- ▶ 商標登録料  
28,200円×区分数…10年分  
16,400円×区分数…5年分
- ▶ 商標は10年ごとに更新できるが、特許庁からは更新のお知らせ等はないため、自己管理が必要。
- ▶ 特許庁の特許(登録)料支払期限通知サービスを利用すれば、メールにて更新のタイミングを知らせてくれる。

This image shows a template for a registration examination form. It includes fields for stamp, date, addressee, and a detailed description of the examination. A dashed box highlights the examination reason, which is described as follows:

特許庁から通知された出願番号を記入

【書類名】 商標登録料納付書  
【提出日】 令和 年 月 日  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【出願番号】 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇  
【商品及び役務の区分の数】 数のみを記入  
【商標登録出願人】  
【氏名又は名称】  
【納付者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【代表者】  
【( 円)】  
【特許印紙】

郵便局で購入  
(収入印紙とは異なる)

## 商標登録について

令和3年3月

発行 INPIT沖縄県知財総合支援窓口  
令和2年度 知財総合支援窓口運営業務

沖縄県浦添市伊祖2-2-2  
明幸ビル3階  
電話 098-987-6074  
FAX 098-987-6075